

◎新潟県告示第1408号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合（糸魚川市須沢中脇2426）
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

| 変更後 | 変更前 |
|---|--|
| <p>(釣堀的漁場)</p> <p>第8条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>ア 名称 ヒスイ峡フィッシングパーク</p> <p>イ 開設の場所 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域</p> <p>ウ 開設の期間 始期：<u>令和4年1月1日</u> 終期：<u>令和4年12月31日</u></p> <p>エ 濃密放流 いwana、やまめ、にじますをする魚種</p> <p>オ 漁具・漁法 釣竿</p> <p>附則 <u>この規則の変更は、令和4年1月1日から施行する。</u> <u>(行政庁の認可日 令和3年12月28日)</u></p> | <p>(釣堀的漁場)</p> <p>第8条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>ア 名称 ヒスイ峡フィッシングパーク</p> <p>イ 開設の場所 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域</p> <p>ウ 開設の期間 始期：<u>令和3年1月1日</u> 終期：<u>令和3年12月31日</u></p> <p>エ 濃密放流 いwana、やまめ、にじますをする魚種</p> <p>オ 漁具・漁法 釣竿</p> <p>附則 <u>この規則の変更は、令和3年3月25日（行政庁の認可の日）から施行する。</u></p> |

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和4年1月1日